

2010年受験用

社労士過去問



河野順一〔著〕

〔追 録〕

本追録は、『社労士過去問力の3000題〈2010年受験用〉』が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成22年4月9日現在の法令等に基づき執筆しています。

中央経済社

労働安全衛生法

定期健康診断（則44条）

検査の省略（平成22.1.25厚労告25号）

定期健康診断において、医師が必要でないと認めるときに省略可能となる検査項目について厚生労働大臣が定める基準が改正され、新たに胸部エックス線検査についての基準が定められたほか、喀痰検査について対象者が追加された。（平成22年4月1日施行）

改正前		改正後	
検査項目	省略することのできる者	検査項目	省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者	身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	①40歳以上の者（35歳の者を除く。） ②妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの ③BMIが20未満である者 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）	腹囲検査	①40歳以上の者（35歳の者を除く。） ②妊娠中の女性その他の者であつて、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの ③BMIが20未満である者 ④自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）
		胸部エックス線検査	40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に掲げる者 ②じん肺法第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者
かくだん 喀痰検査	①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者	かくだん 喀痰検査	①胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 ③胸部エックス線検査の項の下欄に掲げる者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く。）	貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40歳未満の者（35歳の者を除く。）

労働者災害補償保険法

給付基礎日額の算定の特例（則9条1項3号）

平均賃金相当額を給付基礎日額とすることができない場合の特例規定が新たに設けられた。（平成22年1月1日施行）

新設条項
1年を通じて船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

一人親方等の範囲の拡大（則46条の17）

一人親方その他の自営業者等に、「船員法第1条に規定する船員が行う事業」が新たに加わった。（平成22年1月1日施行）

改正前	改正後
①自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 ②土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業 ③漁船による水産動植物の採捕の事業 ④林業の事業 ⑤医薬品の配置販売の事業 ⑥再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業	①自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業 ②土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業 ③漁船による水産動植物の採捕の事業（⑦に掲げる事業を除く。） ④林業の事業 ⑤医薬品の配置販売の事業 ⑥再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業 ⑦船員法第1条に規定する船員が行う事業

介護補償給付の支給額（則18条の3の4）

介護補償給付の支給額が次のようにされた。（平成22年4月1日施行）

改正前				改正後			
①原則				①原則			
	常時介護	随時介護			常時介護	随時介護	
原則	実 費			原則	実 費		
最高限度額	104,960円	52,480円		最高限度額	104,730円	52,370円	
②親族等の介護を受けた場合				②親族等の介護を受けた場合			
	常時介護	随時介護			常時介護	随時介護	
最低保障額	56,930円	28,470円		最低保障額	56,790円	28,400円	

雇用保険法

雇用保険の適用範囲の拡大

「短時間就労者」及び「登録型派遣労働者」の雇用保険の適用基準について、「6カ月以上の雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大することとされた。（平成22年4月1日施行）

① 適用除外（法6条）

改正前	改正後
<p>①65歳に達した日以後に雇用される者（高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者を除く。）</p> <p>②1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者であつて、法第38条第1項各号に掲げる者【「季節的に雇用される者」、「短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者】に該当するもの（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）</p> <p>③日雇労働被保険者に該当しない日雇労働者（公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。）</p> <p>④4か月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者</p> <p>⑤船員であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）</p> <p>⑥国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>①65歳に達した日以後に雇用される者（高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者を除く。）</p> <p>②1週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）</p> <p>③同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び雇用保険法に規定する日雇労働者であつて日雇労働被保険者に該当するものを除く。）</p> <p>④季節的に雇用される者であつて、短期雇用特例被保険者に該当するもの</p> <p>⑤学校教育法に定める学校の学生又は生徒であつて、①～④に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者</p> <p>⑥船員であつて、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）</p> <p>⑦国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</p>

② 短期雇用特例被保険者（法38条1項、平22.4.1厚労告154号）

改正前	改正後
<p>被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者を除く。）が失業した場合には、特例一時金を支給する。</p> <p>①季節的に雇用される者（②に掲げる者を除く。）</p> <p>②短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者</p>	<p>被保険者であつて、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く。）が失業した場合には、特例一時金を支給する。</p> <p>①4か月以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>②1週間の所定労働時間が20時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数（30時間）未満である者</p>

③日雇労働者（法42条）

改正前	改正後
<p>日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者（公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>①日々雇用される者 ②30日以内の期間を定めて雇用される者</p>	<p>日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者（公共職業安定所長の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう。</p> <p>①日々雇用される者 ②30日以内の期間を定めて雇用される者</p>

④日雇労働被保険者（法43条1項～3項）

改正前	改正後
<p>(1)被保険者である日雇労働者であつて、日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金を支給する。</p> <p>①特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの（以下この項において「適用区域」という。）に居住し、適用事業に雇用される者 ②適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者 ③適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者</p> <p>(2)日雇労働被保険者が前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。</p> <p>(3)前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者が(2)の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなった最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。</p>	<p>(1)被保険者である日雇労働者であつて、日雇労働被保険者が失業した場合には、日雇労働求職者給付金を支給する。</p> <p>①特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの（以下この項において「適用区域」という。）に居住し、適用事業に雇用される者 ②適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者 ③適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者 <u>④前3号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者</u></p> <p>(2)日雇労働被保険者が前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は<u>同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された場合</u>において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、その者は、引き続き、日雇労働被保険者となることができる。</p> <p>(3)前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された日雇労働被保険者又は<u>同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された日雇労働被保険者</u>が(2)の認可を受けなかったため、日雇労働被保険者とされなくなった最初の月に離職し、失業した場合には、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。</p>

労働保険徴収法

労働保険料申告・納付先（則 38 条 2 項）

労働保険料の申告・納付における経由先として「年金事務所」が新たに設けられた。（平成 22 年 1 月 1 日施行）

改正前	改正後
①一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理を委託していないもの（雇用保険の保険関係のみが成立している事業を除く。）、二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業 ⇒日本銀行又は労働基準監督署	①一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理を委託していないもの（雇用保険の保険関係のみが成立している事業を除く。）、二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業 ⇒日本銀行、年金事務所又は労働基準監督署
②一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理を委託しているもの、一元適用事業で、労働保険事務組合に事務処理を委託していない事業のうち、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業、二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業 ⇒日本銀行	②一元適用事業で労働保険事務組合に事務処理を委託しているもの、一元適用事業で、労働保険事務組合に事務処理を委託していない事業のうち、雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業、二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業 ⇒日本銀行又は年金事務所
③納付すべき労働保険料がない場合 ⇒労働基準監督署	③納付すべき労働保険料がない場合 ⇒年金事務所又は労働基準監督署

雇用保険率の改定（平 22. 4. 1 厚労告 152 号）

雇用保険率の変更が行われた。（平成 22 年 4 月 1 日施行）

【平成 22 年度の雇用保険率】

事業の種類	保険率	労働者負担 (失業等給付に係る 保険料率のみ)	事業主負担		
			合計	失業等給付に係る 保険料率	二事業に係る 保険料率
一般の事業	15.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	17.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000
建設業	18.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000

※ただし、平成 21 年度の確定保険料は、旧の雇用保険率によって申告・納付する。

〈参考〉平成 21 年度の雇用保険率

- (1) 一般の事業 1,000 分の 11
※園芸サービスの事業、牛馬の育成、養鶏、酪農又は養豚の事業及び内水面養殖の事業も含む。
- (2) 農林水産・清酒製造業 1,000 分の 13
- (3) 建設業 1,000 分の 14

健康保険法

日本年金機構法関係

社会保険庁の廃止に伴い、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせるための非公務員型の年金公法人である日本年金機構（以下「機構」という。）が新たに設置された。（平成 22 年 1 月 1 日施行）

(1) 事業主の届出（法 48 条、則 19 条他）

健康保険法の規定による各種届出の提出先であった「社会保険事務所長等」が、「厚生労働大臣」若しくは「機構」に変更となった。

届出事項	提出期限	提出先
新規適用事業所の届出	5 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
適用事業所に該当しなくなった場合の届出	5 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
任意適用事業所の申請	—	機構又は地方厚生局長等
任意適用事業所の取消しの申請	—	機構又は地方厚生局長等
被保険者が資格を取得・喪失したとき	5 日以内	機構又は健康保険組合
被保険者に賞与を支払ったとき	5 日以内	機構又は健康保険組合
事業主の氏名等の変更の届出	5 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
事業主に変更があったときの届出（新旧事業主の連署）	5 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
定時決定を行うとき	7 月 10 日	機構又は健康保険組合
随時改定・育児休業等終了時改定を行うとき	速やかに	機構又は健康保険組合
被保険者の氏名変更の届出	遅滞なく	厚生労働大臣又は健康保険組合
協会管掌健康保険の被保険者の住所変更の届出	遅滞なく	厚生労働大臣
代理人の選任又は解任をしたときの届出	あらかじめ	厚生労働大臣又は健康保険組合
給付制限事由該当等の届出	5 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合

(2) 被保険者の届出（則 2 条他）

健康保険法の規定による各種届出の提出先であった「社会保険事務所長等」が、「厚生労働大臣」若しくは「機構」に変更となった。

届出事項	提出期限	提出先
被扶養者の届出	5 日以内	事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合
選択の届出	10 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
2 以上の事業所勤務の届出	10 日以内	厚生労働大臣又は健康保険組合
介護保険第 2 号被保険者に該当するに至った場合・該当しなくなった場合の届出	遅滞なく	事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合

(3) 選択（則 1 条）

社会保険庁の廃止に伴い、同時に 2 以上の事業所に使用される者に係る保険者の選択の規定が変更となった。

改正前	改正後
①被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）は、同時に 2 以上の事業所又は事務所に使用される場合において、保険者が 2 以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。	①被保険者（日雇特例被保険者を除く。以下同じ。）は、同時に 2 以上の事業所又は事務所に使用される場合において、保険者が 2 以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。
②①の場合において、被保険者が健康保険法施行令（以下「令」という。）第 64 条第 2 項の規定に該当するときは、その被保険者に関する令第 63 条第 1 項	②①の場合において、当該 2 以上の事業所に係る日本年金機構（以下「機構」という。）の業務が 2 以上の年金事務所に分掌されているときは、被保険者は、そ

各号の権限を行う地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長を選択しなければならない。ただし、①の規定により健康保険組合を選択しようとする場合はこの限りでない。	の被保険者に関する機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。ただし、①の規定により健康保険組合を選択しようとする場合はこの限りでない。
--------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

(4)被保険者証の交付 (則 47 条 1 項)

改正前	改正後
協会は、社会保険事務所長等から、法第 39 条第 1 項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。	協会は、厚生労働大臣から、法第 39 条第 1 項の規定により被保険者の資格の取得の確認を行った又は事業所整理記号及び被保険者整理番号の変更を行った旨の情報の提供を受けたときは、被保険者証を被保険者に交付しなければならない。ただし、当該情報の提供が、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更に伴い行われたものであるときは、この限りでない。

(5)被保険者資格証明書 (則 50 条の 2)

改正前	改正後
社会保険事務所長等は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。	厚生労働大臣は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めるときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

(6)被保険者証の返納 (則 51 条 1 項)

改正前	改正後
事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。）において、協会に返納するときは社会保険事務所長等を経由して行うものとする。	事業主は、被保険者が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶養者が異動したときは、遅滞なく、被保険者証を回収して、これを保険者に返納しなければならない。この場合（被保険者が任意継続被保険者である場合を除く。）において、協会に返納するときは厚生労働大臣を経由して行うものとする。

(7)日雇特例被保険者手帳の交付の申請 (則 114 条 1 項)

改正前	改正後
日雇特例被保険者手帳の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を社会保険事務所長等又は指定市町村長に提出して行うものとする。	日雇特例被保険者手帳の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は指定市町村長に提出して行うものとする。

(8)日雇特例被保険者手帳の交換 (則 116 条 1 項)

改正前	改正後
日雇特例被保険者は、介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなったときは、直ちに、社会保険事務所長等又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。	日雇特例被保険者は、介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなったときは、直ちに、厚生労働大臣又は指定市町村長に日雇特例被保険者手帳を提出して、その交換を申請しなければならない。

(9)健康保険印紙購入通帳 (則 145 条 1 項)

改正前	改正後
適用事業所の事業主であって日雇労働者を使用する者は、次に掲げる事項を記載した申請書（健康保険印	適用事業所の事業主であって日雇労働者を使用する者は、次に掲げる事項を記載した申請書（健康保険印

紙購入通帳交付申請書)を社会保険事務所長等に提出して、健康保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。ただし、既に健康保険印紙購入通帳の交付を受け、これに余白があるときは、この限りでない。	紙購入通帳交付申請書)を厚生労働大臣に提出して、健康保険印紙購入通帳の交付を受けなければならない。ただし、既に健康保険印紙購入通帳の交付を受け、これに余白があるときは、この限りでない。
-------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

旧総合病院における高額療養費の自己負担額の算定方法見直し

旧総合病院における高額療養費の自己負担額の算定が、「診療科単位」から「医療機関単位」へと改正された(令43条8項)。なお、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の自己負担額の算定についても、これと同様の改正が行われている。(平成22年4月1日施行)

改正前	改正後
歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関並びに2以上の診療科名を有する保険医療機関であって、厚生労働省令で定めるものは、第41条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療又は診療科名を異にする診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。	歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関は、第41条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

70歳から74歳の被保険者等に係る一部負担金等の見直しの凍結

医療保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)の規定による被保険者又は被扶養者(現役並み所得者を除く。)であって、70歳から74歳である者に係る一部負担金等の負担割合は、本来2割負担であるところ、平成22年3月31日まで1割負担とする凍結措置がとられていたが、平成23年3月31日までこの凍結措置を延長することとされた。なお、軽減特例措置の対象者に係る高額療養費算定基準額の凍結措置については平成23年3月31日まで、介護合算算定基準額については平成23年7月31日までそれぞれ延長されることとされた(平成22.1.29保発0129第17号他)。(平成22年4月1日施行)

協会けんぽの保険料率の改定

協会けんぽの保険料率が、平成22年3月分(任意継続被保険者及び日雇特例被保険者は4月分)から、大幅に引き上げられた。(平成22年3月分(一部4月分)から適用)

	平成21年度	平成22年度
一般保険料率	平均保険料率：8.20%	平均保険料率：9.34%
介護保険料率	1.19%	1.50%

国民年金法

日本年金機構法関係

社会保険庁の廃止に伴い、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせるための非公務員型の年金公法人である日本年金機構が新たに設置された。（平成 22 年 1 月 1 日施行）

(1) 第 3 号被保険者に係る届出（則 1 条の 2 第 2 項他）

第 3 号被保険者の資格取得・喪失、氏名変更、住所変更、種別変更、死亡の届出、種別確認、被保険者期間の届出の特例に係る届出先が「社会保険庁長官」から「機構」に変更になった（なお、法律上の届出先の表記は、日本年金機構ではなく機構である。以下同様）。

改正前	改正後
第 3 号被保険者に係る届出は、当該事実があった日から 14 日以内に、所定の事項を記載した届書を社会保険庁長官に提出することによって行わなければならない。	第 3 号被保険者に係る届出は、当該事実があった日から 14 日以内に、所定の事項を記載した届書を機構に提出することによって行わなければならない。

(2) 届出の報告（則 9 条 1 項）

第 1 号被保険者の届出の受理に係る市町村長の報告が、「社会保険事務所長等」ではなく「機構」に対して行うことになった。

改正前	改正後
第 1 号被保険者に係る市町村長の届出の報告は、当該届出を受理した日から 14 日以内に、社会保険事務所長等に送付することによって行わなければならない。	第 1 号被保険者に係る市町村長の届出の報告は、当該届出を受理した日から 14 日以内に、機構に送付することによって行わなければならない。

(3) 裁定請求（則 16 条、31 条、39 条他）

裁定請求に係る請求書の提出先が「社会保険庁長官」から「機構」に変更されている。

改正前	改正後
法第 16 条の規定による裁定の請求は、所定の事項を記載した請求書を社会保険庁長官に提出することによって行わなければならない。	法第 16 条の規定による裁定の請求は、所定の事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

(4) 厚生労働大臣による年金の受給権者の確認等（則 18 条の 2、51 条の 2 他）

「厚生労働大臣」が「社会保険庁長官」に代わり、年金受給権者の現況を確認するものとされているが、本人確認がとれなかった場合に提出する現況届の提出先が「社会保険庁長官」から「機構」に変更されている。

改正前	改正後
社会保険庁長官は、住民基本台帳法の規定による年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、所定の事項を記載した届書を毎年指定日まで提出することを求めることができる。この場合、受給権者は、毎年、指定日まで、当該届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。	厚生労働大臣は、住民基本台帳法の規定による年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、所定の事項を記載した届書を毎年指定日まで提出することを求めることができる。この場合、受給権者は、毎年、指定日まで、当該届書を機構に提出しなければならない。

(5)被扶養配偶者の認定（令4条）

被扶養配偶者の認定を「地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長」から「機構」に変更された。

改正前	改正後
法第7条第2項に規定する主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して社会保険庁長官の定めるところにより、管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長が行う。	法第7条第2項に規定する主として第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して機構が行う。

平成22年度の保険料と年金額

平成22年度における保険料と年金額は次のとおりとなった。（平成22年4月1日施行）

(1)保険料（法87条3項他）

平成22年度の保険料の額は、14,980円であったが保険料改定率が1.008となったため平成22年度の保険料の額は、15,100円となった

①第1号被保険者の保険料の額 「15,100円」

②保険料改定率

改正前	改正後
<u>0.997</u>	<u>1.008</u>

(2)年金額

①平成22年度における改定率の改定

平成22年度の改定率は、「0.992」とされた。

改正前	改正後
<u>1.006</u>	<u>0.992</u>

②平成22年度の年金額

平成22年度の物価スライド率は、平成21年度と同じ0.985である。

平成22年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われず。また、平成22年度の物価スライド特例措置による年金額は、据え置かれている。

脱退一時金

基準月が平成22年度に属する場合の脱退一時金の支給額が次のとおりとなった。（平成22年4月1日施行）

改正前		改正後	
対象月数	金額	対象月数	金額
6月以上12月未満	43,980円	6月以上12月未満	45,300円
12月以上18月未満	87,960円	12月以上18月未満	90,600円
18月以上24月未満	131,940円	18月以上24月未満	135,900円
24月以上30月未満	175,920円	24月以上30月未満	181,200円
30月以上36月未満	219,900円	30月以上36月未満	226,500円
36月以上	263,880円	36月以上	271,800円

厚生年金保険法

日本年金機構法関係「届出先の変更」

社会保険庁の廃止に伴い、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせるための非公務員型の年金公法人である日本年金機構が新たに設置された。（平成 22 年 1 月 1 日施行）

(1) 事業主の届出（法 27 条、98 条 1 項他）

届出先が「社会保険事務所長等」から「機構」に変更になった（なお、法律上の届出先の表記は、日本年金機構ではなく機構である。）。

届出事項	提出期限		届出先
	一般	船舶所有者	
新規適用事業所の届出	5 日以内	10 日以内	機構
適用事業所に該当しなくなった場合の届出	5 日以内	10 日以内	
任意適用事業所の申請・任意適用事業所の取消しの申請	—	—	
2 以上の適用事業所（船舶を除く。）を 1 の適用事業所とするための承認の申請	—	—	
被保険者が資格を取得・喪失したとき	5 日以内	10 日以内	
被保険者に賞与を支払ったとき	5 日以内	10 日以内	
従業員が 70 歳以上の使用される者に該当したとき	5 日以内	10 日以内	
事業主の氏名、住所等に変更があったとき	5 日以内	速やかに	
事業主に変更があったとき（新旧事業主の連署）	5 日以内	5 日以内	
定時決定を行うとき	7 月 10 日	—	
随時改定を行うとき	速やかに	10 日以内	
被保険者の氏名・住所に変更があったとき	速やかに	速やかに	
代理人の選定又は解任をしたとき	あらかじめ	—	

(2) 被保険者の届出（法 98 条 2 項他）

届出先が「社会保険事務所長等」から「機構」に変更になった（なお、法律上の届出先の表記は、日本年金機構ではなく機構である。）。

届出・申出事項	提出・申出期限	提出・申出先
同時に 2 以上の事業主に使用され、その分掌する年金事務所が異なるために、年金事務所を選択するとき	10 日以内	機構
同時に 2 以上の事業主に使用されるに至ったとき（上記の場合を除く。）		
高齢任意加入被保険者が氏名を変更したとき		
高齢任意加入被保険者が住所を変更したとき		
年金手帳を滅失し、又はき損したときことによる再交付申請	—	

(3) 裁定請求（則 30 条、44 条、60 条他）

裁定請求に係る請求書の届出先が「社会保険庁長官」から「機構」に変更されている。

改正前	改正後
法第 33 条の規定による裁定を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を、 <u>社会保険庁長官</u> に提出しなければならない。	法第 33 条の規定による裁定を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を、 <u>機構</u> に提出しなければならない。

(4) 厚生労働大臣による年金の受給権者の確認等（則 35 条の 2、51 条の 2 他）

「厚生労働大臣」が「社会保険庁長官」に代わり、年金受給権者の現況を確認するものとされているが、本人確認がとれなかった場合に提出する現況届の届出先が「社会保険庁長官」から「機構」に変更されている。

改正前	改正後
社会保険庁長官は、住民基本台帳法の規定による年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、所定の事項を記載した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。この場合、受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を社会保険庁長官に提出しなければならない。	厚生労働大臣は、住民基本台帳法の規定による年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができない場合には、当該受給権者に対し、所定の事項を記載した届書を毎年指定日までに提出することを求めることができる。この場合、受給権者は、毎年、指定日までに、当該届書を機構に提出しなければならない。

平成 22 年度の年金額等 (平成 22 年 4 月 1 日施行)

(1)平成 22 年度の年金額

平成 22 年度の物価スライド率は、平成 21 年度と同じ 0.985 である。

平成 22 年度は、物価スライド特例措置が適用されるため、マクロ経済スライドによる調整は行われず。また、平成 22 年度の物価スライド特例措置による年金額は、据え置かれている。

(2)老齢厚生年金の従前額保障における従前額改定率

平成 22 年度の従前額改定率は、「0.993」とされた。

改正前	改正後
1.007	0.993

(3)在職老齢厚生年金

①平成 22 年度 4 月以後の支給停止調整額

平成 22 年度 4 月以後の支給停止調整額は、「47 万円」とされた。

改正前	改正後
48 万円	47 万円

②平成 22 年度 4 月以後の支給停止調整変更額

平成 22 年度 4 月以後の支給停止調整変更額は、「47 万円」とされた。

改正前	改正後
48 万円	47 万円

③障害手当金の最低保障額

平成 22 年度 4 月以後の障害手当金の最低保障額は、「1,162,000 円」とされた。

改正前	改正後
1,168,000 円	1,162,000 円

社会保険に関する一般常識

国民健康保険法

倒産などで職を失った失業者に対する国民健康保険料（税）の軽減措置（令29条の7の2他）

倒産などで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、国民健康保険料（税）の負担軽減措置が設けられた（平成22年4月1日施行）。

要 旨

次のいずれかに該当する失業者の国民健康保険料（税）は、離職日の翌日から翌年度末までの期間については、前年所得の給与所得をその100分の30とみなして算定する。

- (a)雇用保険の特定受給資格者
- (b)雇用保険の特定理由離職者

平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律の施行

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成 22 年度において、中学校修了前までの子どもについて、1人当たり月額 13,000 円（所得制限なし）の子ども手当を支給する制度が創設された。児童手当法については、費用の負担等、一部の規定が準用される。（平成 22 年 4 月 1 日施行）

(1)趣旨（法1条）

新設条項

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成 22 年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(2)定義（法3条）

子ども手当の支給対象は、中学校修了前の子どもである。

新設条項

- ①この法律において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- ②この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(3)支給要件（法4条1項）

子ども手当は、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等に支給される。

新設条項

子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- 1. 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- 2. 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- 3. 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

(4)子ども手当の額（法5条）

子ども手当の額は、子ども1人当たり月額13,000円である。なお、児童手当と異なり、所得制限の規定は設けられていない。

新設条項

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、13,000円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(5)認定、支給及び支払（法6条、7条）

子ども手当の支給等の事務は、市区町村（受給資格者が公務員である場合は、所属庁）が行う。

新設条項

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない（法6条1項）。市町村長は、法6条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する（法7条1項）。

子ども手当の支払は、平成22年6月、10月、平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、平成23年6月に同年2月分及び3月分を行うことになっている。

新設条項

子ども手当は、平成22年6月及び10月並びに平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする(法7条4項)。

(6)子ども手当の支給に要する費用の負担(法17条1項)

子ども手当の支給に要する費用(法第20条第1項・第2項の規定により児童手当等(小学校修了前特例給付を含む。)とみなされる部分に要する費用を除く。)については、全額を国庫(受給資格者が公務員である場合は、所属庁)が負担し、法第20条第1項・第2項の規定により児童手当等とみなされる部分の支給に要する費用については、児童手当法の規定に基づき、事業主・国・都道府県・市町村が負担する。また、国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとされている。

新設条項

子ども手当の支給に要する費用(法第20条第1項又は第2項の規定に基づき児童手当法の規定により支給する児童手当又は同法附則第7条第1項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。)については、国が負担する。

(7)児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識(法19条)

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、当該子ども手当の額のうち、児童手当等の給付部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、児童手当法の適用等必要な規定が定められている。

(8)受給資格者における児童手当法の適用(法20条1項・2項)

受給資格者のうち、児童手当法の児童手当等(小学校修了前特例給付を含む。以下同じ。)の受給資格者(所得制限の規定により児童手当等が支給されない者を含む。)に支給する子ども手当の額のうち、その者に対して支給されるべき児童手当等の額(所得制限の規定により児童手当等が支給されない者については、所得制限の適用がなければ支給されるべき児童手当等の額とする。)に相当する部分については、児童手当等とみなし、児童手当法の費用負担等の規定を適用する。

新設条項

①受給資格者のうち児童手当法第6条第1項に規定する受給資格者(所得制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち、これらの者に対して支給されるべき児童手当の額(所得制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第18条(第4項を除く。)、第20条から第22条まで、第23条(第2項を除く。)、第24条から第25条まで及び第30条の規定を適用する。

②受給資格者のうち児童手当法附則第7条第4項第1号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者(所得制限の規定により小学校修了前特例給付が支給されない者を含む。)に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち、これらの者に対して支給されるべき給付の額(所得制限の規定により小学校修了前特例給付が支給されない者については、所得制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき小学校修了前特例給付の額とする。)に相当する部分を、同法の規定により支給する小学校修了前特例給付とみなして、同法第5項において準用する同法第18条第2項及び第3項並びに第30条並びに同法附則第7条第8項の規定を適用する。

(9)平成22年4月から平成23年3月までの月分の児童手当等の支給に係る特例(法21条)

児童手当等の受給資格者は、平成22年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなされており、平成22年度分の児童手当等は支給されない。なお、平成22年2月及び3月分の児童手当等については、平成22年6月に支給される。

新設条項

児童手当法第6条第1項に規定する受給資格者又は同法附則第6条第1項の給付の支給要件に該当する者、同法附則第7条第4項第1号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者若しくは同法附則第8条第1項の給付

の支給要件に該当する者（以下この条において「児童手当等受給資格者」という。）に対する、平成22年4月から平成23年3月までの月分の児童手当又は当該期間の月分の同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条及び附則第3条において「特例給付」という。）については、当該児童手当等受給資格者は、児童手当又は特例給付等の支給要件に該当しないものとみなす。

(10)子ども手当に係る寄附（法23条1項）

子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みが設けられている。

新設条項

受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、当該子ども手当の支払を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該子ども手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わって受けることができる。

『社労士過去問力の3000題（2010年受験用）』正誤表

頁	問題／解答・解説	番号	誤	正
第6章 健康保険法				
429	問題	315	任意継続被保険者	被保険者
第7章 国民年金法				
495	解答	182	×	○
第8章 厚生年金保険法				
657	解答	428	×	○